

若手医師留学研修支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この事業は、新潟県内で修得、又は経験することが難しい医学に関する専門的知識又は高度な技術を、海外留学若しくは県外研修（以下、「留学研修」という。）で学ぶ若手医師に対し、留学研修のための経費（以下、「留学研修経費」という。）を支給することにより、県内における医学の進歩若しくは医療水準の向上と若手医師の県内定着促進を図ることを目的とする。

2 留学研修経費は、新潟県が資金を拠出し、公益財団法人新潟医学振興会が支給するものとする。

（定義）

第2条 この要綱でいう留学研修生とは、公益財団法人新潟医学振興会理事長（以下、「理事長」という。）が留学研修経費の支給を決定した者をいう。

（対象者）

第3条 新潟県内で修得、又は経験することが難しい医学に関する専門的知識又は高度な技術を留学研修で学び、留学研修修了後、県内医療機関に別途定める期間以上勤務し、県内における医学の進歩若しくは医療水準の向上に寄与していく意思のある者であって、以下のいずれかの条件を満たす者。

- (1) 申請時点において、新潟県内で臨床研修を修了し、引き続き新潟県内で1年以上いわゆる後期（専門）研修等で勤務している40歳未満の者
- (2) 申請時点において、新潟県外から県内医療機関に赴任し、1年以上勤務している40歳未満の者

（申請書の提出及び決定）

第4条 留学研修経費の支給を受けようとする者は、留学研修期間開始の60日前までに、以下の必要書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（別記第1号様式）
- (2) 留学研修希望理由書

なお、留学研修希望理由書には以下の項目について必ず記載すること。

- ① 志望動機
 - ② 留学研修先の選択理由
 - ③ 習得目標
 - ④ 留学研修修了後、県内医療機関における活用策
- (3) 留学研修実施計画書（別記第2号様式）
 - (4) 旅費見積書（別記第3号様式）

(5) 業績一覧

主な業績（原著論文、症例報告、著書、総説、その他の論文、学会発表、外部資金の取得状況等）

なお、科研費等外部資金については、取得年、種目・研究課題名等を記載すること。

- 2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、書類の審査及び面接等による選考を行い、その結果を文書により申請者に通知するものとする。

（留学研修の期間）

第5条 留学研修の期間は、原則として1年以上2年以内とする。

（留学研修経費の支給額及び支給期間）

第6条 留学研修経費の支給額は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 旅行に要する経費は、往復の航空賃、鉄道賃及び車賃等とし、50万円を限度とする。
- (2) 留学研修にかかる経費は、月額30万円とし、留学研修受入機関等から給与等が支給される場合は、当該支給額を控除するものとする。
- 2 留学研修にかかる経費の支給期間は、留学研修を開始する日の属する月から留学研修を修了した日の属する月までの2年以内とする。
- 3 留学研修にかかる経費の支給期間において、1月の滞在日数が30日に満たない月がある場合、当該月分の支給額は、第1項第2号に規定する月額を30で除した金額に、滞在日数を乗じた額とする。
- 4 申請者が30日以上留学研修を中断したときは、中断した日の属する月の翌月分から中断の期間に相当するものとして理事長が指定する期間の最後の月の分まで、留学研修にかかる経費の支給を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に支給された経費があるときは、その経費は、当該期間の満了する月の翌月以後の分として支給されたものとみなす。

（留学研修結果の報告及び成果の発表）

第7条 留学研修生は、留学研修修了後速やかにその成果を、留学研修報告書（別記第4号様式の1及び別記第4号様式の2）を理事長に提出するものとする。

- 2 留学研修生は、理事長が必要と認める場合、留学研修の成果を発表しなければならない。

（留学研修生の義務）

第8条 留学研修生は、留学研修修了後、速やかに県内の医療機関での勤務を開始し、

かつ当該業務を開始した日の属する月から起算して留学研修経費の支給を受けた期間に相当する期間に3を乗じた期間（当該期間が3年に満たない場合にあっては3年。）以上県内の医療機関において勤務すること。

（県内医療機関における勤務状況報告書の提出）

第9条 留学研修生は、前条に定める県内の医療機関での勤務義務を履行した月の翌月末日までに、勤務状況報告書（別記第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

（留学研修決定の取消）

第10条 理事長は、留学研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、留学研修決定を取り消すものとする。

- (1) 心身の故障のため留学研修を開始し、又は修了する見込みがなくなったと認めるとき。
- (2) 留学研修を中止したとき。
- (3) 留学研修の実績又は性行が著しく不良となったとき。
- (4) 留学研修生が死亡したとき。
- (5) その他留学研修の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（経費の返還）

第11条 留学研修生が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第6条の規定に基づき支給した経費の全額を返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定に基づく勤務期間を満了しなかったとき。
 - (2) 第10条の規定に基づき、留学研修の決定を取り消されたとき。
 - (3) 医師免許を取り消されたとき。
- 2 理事長は、第6条の規定に基づく経費の支給を受けた留学研修生が、死亡、重度心身障害その他やむを得ない理由により支給した経費の返還ができなくなったときは、返還すべき額の全部又は一部を免除することができる。
- 3 理事長は、第6条の規定に基づく経費の支給を受けた留学研修生が、災害、疾病その他やむを得ない理由により経費の返還をすることが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間は、返還の債務の履行を猶予することができる。

（理事長への委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。